



岐阜市勤労者ふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

岐阜市規則第 56 号

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例施行規則（平成15年岐阜市規則第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。
（岐阜市処務規則の一部改正）
- 2 岐阜市処務規則（平成15年岐阜市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後

(課等の設置)

第1条 (略)

2・3 (略)

4 部、局等及び課等並びに施設等は、次のとおりとする。

部・局等	課等	施設等
(略)	(略)	(略)
経済部	(略)	(略)
	労働雇用課	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5 (略)

改正前

(課等の設置)

第1条 (略)

2・3 (略)

4 部、局等及び課等並びに施設等は、次のとおりとする。

部・局等	課等	施設等
(略)	(略)	(略)
経済部	(略)	(略)
	労働雇用課	<u>サンライフ</u> <u>岐阜</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

5 (略)